

要 請 書

平成 29 年 10 月

宜 野 湾 市

殿

一日も早い閉鎖・返還の実現をはじめとする普天間飛行場に係る
問題の早期解決に向けた協力について（要請）

貴殿におかれましては、平素より日米間の諸問題の解決に向けご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

市域面積の約 25%を占める普天間飛行場は、戦後 70 年以上が経過した現在においても本市の中心部に存在し続け、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに加え、都市機能や交通体系、効率的なまちづくりを進める上での阻害要因となっており、経済活動にも大きな影響を及ぼしております。

普天間飛行場はその危険性故、1996 年の S A C O 合意において 5 年乃至 7 年以内に全面返還されることが日米間で合意されましたが、返還は実現しないまま既に 21 年という月日が流れております。この間、返還時期は二度先送りされ、現在、統合計画において「2022 年度又はその後」とされておりますが、普天間飛行場所属機の事故やトラブルが相次ぐ中、市民は返還が確実に実現されるという見通しを持たないまま、いつになったらこの危険性から解放されるのかという先の見えない不安や苛立ちを強く抱えております。

この 21 年間、最も苦しんできたのは紛れもなく宜野湾市民であり、もはや限界であります。これ以上普天間飛行場が固定化・継続使用されることは絶対にあってはなりません。

『宜野湾市民は普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を強く望んでおります。』

つきましては、一日も早い閉鎖・返還の実現をはじめ普天間飛行場に係る問題の解決に向け、次のとおり要請しますので、日米両政府間で一日も早い解決に向け真摯に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 普天間飛行場を絶対に固定化・継続使用せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること
2. 日米両政府の真摯な協議の下、普天間飛行場の返還期日を早期に確定させること
3. 返還されるまでの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減について、日米両政府においてこれまで以上の取り組みを行うこと
4. 普天間飛行場に配備されている MV-22 オスプレイを他の拠点へ移駐すること
5. 日米間で合意されている「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に遵守するとともに、市民が特に苦しむ夜間飛行及び住宅地上空における旋回飛行訓練を行わないこと
6. 普天間飛行場所属の米軍機による事故やトラブルが相次いでいる現状を踏まえ、同様な事案が二度と起こらないよう、再発防止策を確実に講じ、安全管理の徹底を図ること

宜野湾市長 佐喜眞 淳